

## 第34回玉村町農業委員会議事録

1、開催日時 令和2年4月7日 午後3時00分～午後4時35分

2、開催場所 3階 大会議室

3、出席委員（15人）

会長	7番	松浦	好一
副会長	5番	齋藤	清
副会長	8番	筑井	清
	1番	武士	千雅子
	2番	羽鳥	誠
	3番	川端	浩二
	4番	下田	正人
	6番	小島	睦美
	9番	金田	邦夫
	11番	萩原	克弘
	12番	猪野	計二
	13番	新井	正芳
	14番	齋藤	三千男
	15番	勅使川原	亨
	16番	松井	俊裕

4、欠席委員（2人） 10番 峯岸 恵美子

5、議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第2号 玉村農業振興地域整備計画の変更に関する意見について

第4 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理状況について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理状況について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書の交付状況について

報告第4号 農業委員・推進委員募集結果の状況について

## 6、その他

○現況証明願について

○農業委員会だよりについて

○のぼり旗（麦秋の郷）について

○小泉圃場の整備（草取り）について

○在任中の議案書について

○その他

## 7、農業委員会事務局職員

事務局長 齋藤 恭

事務局 栗崎 浩

## 8、会議の概要

事務局長：ただ今から、第34回玉村町農業委員会を開会いたします。

それでは、会長より挨拶をお願いいたします。

（会長挨拶）

事務局長：ありがとうございました。それでは、会長が議長になりまして、議事の進行をお願いいたします。

議長：本日の出席委員は15名ですので、総会は成立しております。

玉村町農業委員会会議規則第14条第1項の規定による議事録署名人ですが、今回は8番 筑井委員、9番 金田委員 を指名します。

なお、会議書記には、事務局職員の栗崎係長を指名します。

議 長 : それでは、4番 議事に入ります。  
議案第1号番号1についての議案説明を事務局よりお願いいたします。

事 務 局 : 【議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請 番号1 受付番号43100227  
について議案書と詳細を朗読、説明】  
申請内容は、使用貸借での庭用地への転用許可申請です。  
申請地は令和2年2月14日に利用者、目的とも本申請のとおり除外されており、  
農地区分の判断としましては、東側道路及び北側道路に上下水道が入っており、  
500m以内に保育所、医者がありますので第3種農地と判断出来ると説明。

議 長 : それでは、議案第1号 番号1 受付番号43100227について審議を行います。こ  
の件に関しまして、農振部会で現地調査及び審議を行っておりますので、部会長  
より報告願います。

農振部会長 : この件について、周りの農地に影響が無い事から、許可相当といたしました。

議 長 : ありがとうございます。これより質疑に入ります。  
ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手なし)

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。受付番号43100227について、原  
案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

受付番号43100227は原案のとおり許可相当と決定いたします。  
続きまして、番号2について事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 : 【議案第1号 番号2 受付番号43100228について議案書と詳細を朗読、説明】  
売買での一般住宅用地への転用許可申請です。  
申請地は昭和56年以前から除外されております。  
農地区分の判断としましては、農地の広がり3ha未満であり、周りは宅地に  
囲まれておりますので、市街化区域等に近接する10ha未満の農地ということ  
で、第2種農地と判断したと説明。

議 長 : それでは、議案第1号 番号2 受付番号43100228について審議を行います。こ  
の件に関しましても、農振部会で現地調査及び審議を行っておりますので、部会  
長より報告願います。

農振部会長：この件についても、周りの農地に影響が無いため、許可相当といたしました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。  
ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手なし)

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。受付番号 43100228 について、  
原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

受付番号 43100228 は原案のとおり許可相当と決定いたします。  
続きまして、番号 3 について事務局より説明をお願いいたします。

事務局：【議案第 1 号 番号 3 受付番号 43100230 について議案書と詳細を朗読、説明】  
申請内容は、使用貸借での一般住宅用地への転用許可申請です。  
申請地は昭和 56 年以前から除外されております。  
農地区分の判断としましては、東側道路に上下水道が入っており、500m以内に  
学校、医者がありますので第 3 種農地と判断出来ると説明。

議長：それでは、議案第 1 号 番号 3 受付番号 43100230 について審議を行います。  
この件に関しましても、農振部会で現地調査及び審議を行っておりますので、  
部会長より報告願います。

農振部会長：この件についても、周りの農地に影響が無いため、許可相当といたしました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。  
ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手なし)

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。受付番号 43100230 について、  
原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

受付番号 43100230 は原案のとおり許可相当と決定いたします。

続きまして、議案第2号「玉村農業振興地域整備計画の変更に関する意見について」事務局より説明をお願いいたします。

事務局：議案第2号「玉村農業振興地域整備計画の変更に関する意見について」説明いたします。

こちらは、昨年9月6日付の農業委員会で説明がありました、(仮称)産業団地の農用地区域からの除外の容認について農業への支障についての意見を求められました。

玉村町では近隣都市のベッドタウンとして宅地化が進んでおり、これに伴う道路網や住民福祉に要する非農業的土地需要が生じています。

そうした中、社会情勢の推移により高崎玉村スマートインターチェンジ北地区の農用地区域内の農地について、都市計画区域を見直し工業団地を造成する計画があり、これに伴い玉村農業振興地域整備計画の変更が必要になったため、農振法第13条第2項に基づき整備計画の変更を行うものです。今回の除外について、対象となるのは97件18haです。面積の内訳は、上新田地区で8.93ha、板井地区で9.07haとなっており、地権者は65人です。場所についてはお配りしている資料の最後のページになります。用途については工業専用地域ですが、区域によっては騒音規制のかかるところもあります。

以上が除外を容認する案件です。

これらの件につきまして、除外の容認について農業への支障についての意見をお願いいたします。

議長：それでは、この件について審議を行います。  
ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手なし)

よろしいでしょうか、無ければ、意見なしとして報告いたします。

以上で次第4の議事については、終了いたします。

続いて、次第5 報告事項 に入ります。

報告事項について、事務局より説明をお願いします。

事務局：【報告事項第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理状況について詳細を報告】

内容につきましては、相続で、2件受理。

【報告事項第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理状況について詳細を報告】 3件受理。

【報告事項第3号、農地法第18条第6項の規定による通知書の交付状況について詳細を報告】

議長：それでは、報告事項について質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は、挙手願います。

(挙手なし)

無いようですので、次第5の報告については、終了といたします。  
続いて、次第6 その他 に入ります。  
事務局より説明をお願いします。

事務局：【・現況証明願について

- ・農業委員会だよりについて
- ・のぼり旗（麦秋の郷）について
- ・小泉圃場の整備（草取り）について
- ・在任中の議案書について
- ・その他について、詳細を朗読、説明】

議長：その他、委員の方から何かありますか。  
以上で、本日の議題は全て終了いたしました。

事務局長：委員会を閉会といたします。お疲れ様でした。